

金沢市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱

(平成20年3月25日決裁)

改正 平成21年9月28日決裁

改正 平成23年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出の抑制及び健全な水環境の育成を図るため、住宅等の敷地における雨水貯留施設等の設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、金沢市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に、この要綱及び金沢市補助金交付事務取扱規則の規定による補助金の交付に関する事務を委任する。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設等 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (2) 雨水貯留施設 屋根からの雨水を貯留するための施設であって、雨水貯留槽（公共下水道への接続により廃止する浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）の転用によるものを含む。）及びその附属設備により構成されるものをいう。
- (3) 雨水浸透施設 屋根からの雨水を地中に浸透させるための施設であって、浸透孔を有する雨水浸透ます及びその周辺の充てん材等により構成されるものをいう。
- (4) 浄化槽 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）及び単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽で、浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により合併処理浄化槽とみなされるものをいう。）をいう。

(補助金の交付)

第4条 補助金は、次条に定める補助対象区域内において土地又は住宅等を所有し、又は使用している者のうち当該土地の区域内又は住宅等の敷地内に雨水貯留施設等（設置基準に適合するものに限る。）を設置する者で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象区域)

第5条 補助対象区域は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道全体計画の区域
- (2) その他金沢市長が適当であると認める区域

(補助金の交付の対象としない事業)

第6条 次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に該当する

事業

(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が行う事業

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次のとおりとする。

種別	対象経費	補助金の額	
		区分	補助単価
雨水貯留施設（既存浄化槽の転用によるものに限る。）	浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去改造、ポンプの購入設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費		対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1基当たり80,000円を超えないものとする。
雨水貯留施設（既存浄化槽の転用によるものを除く。）	雨水貯留槽の設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費。ただし、自己施工分の材料費、工事費及び諸経費を除く。	容量100リットル以上200リットル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1基当たり20,000円を超えないものとする。
		容量200リットル以上1,500リットル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1基当たり25,000円を超えないものとする。
		容量1,500リットル以上のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1基当たり80,000円を超えないものとする。
雨水浸透施設	雨水浸透ますの設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費	口径150mmのもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1個当たり18,000円を超えないものとする。
		口径200mmのもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1個当たり23,000円を超えないものとする。
		口径又は内法300mmのもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1個当たり26,000円を超えないものとする。
		口径又は内法350mm以上のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1個当たり35,000円を超えないものとする。

2 前項の場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(指導及び助言)

第8条 管理者は、雨水貯留施設等の設置に関し必要な技術上の指導及び助言を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月28日決裁)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。